

第九管区海上保安本部公示第31号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年6月14日

第九管区海上保安本部長

渡邊 保範（公印省略）

金沢港の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 第九管区海上保安本部

住 所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 金沢港（付図に示すとおり）

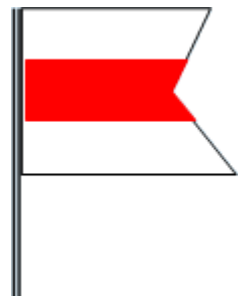
期 間 令和4年7月1日の1日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深及び岸線測量を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



調査区域図

関連海図: W1193(金沢港)(1/10,000)

